東郷村報

特集号

昭和32年3月30日

発行所

宮崎県東臼杵郡

東郷村役場

日向市富高

株式会社 安藤印刷所

電話64番

東郷村議会特集號

昭和32年度の村政の方針

村長　黒木松美

去る三月十二日村会が開会され昭和三十二年度東郷村歳入歳出予算、全国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出予算、全国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計歳入歳出予算が提案された。この記事はその際黒木村長の述べた提案理由が説明の概略である。

本日昭和三十二年度の予算を提案するに当り、本年度村政の方針を述べたいと思うのであります。

私は昨年三十一年度の予算を提案した際にも昨年度の村政の方針について私の考え方を申し述べさして戴いたのでありますが、本年度の村政の方針も昨年度と大差はないのであります。申し上ぐるまでもなく、私の村政も本年度より後半期に入りますので前半期に於て努力いたして来ましたことを更に明確にし之が実現に向つて尚一層の努力をいたしたい所存であります。

即ち本年度村政の方針としては

「民意を反映し而も社会の推移に即応した明るい明朗な村政の確立を期すること」

を村政の方針といたします。

このことは村民の誰れもが希つて来たことでありまして私が新らしく考えたことでもなく、又現在までの村政がそうでなかつたと言うのでもないのでありますが、仲々これが完全なる実現は容易でありませんので尚一層このことを明確に確立したい方針であります。

即ち民意を村政の上に反映させる為には出来るだけ多く村民各位の声を聞く機会を作る外、特に村議会をはじめ村内各種機関、民主団体等の意見を尊重し皆様方を初めこれ等の機関及団体の指導、協力を得て正しい村政を行う所存であります、又社会の推移に即応し明るい村政の確立を期することでありますが、考えますと終戦後十二年も経過しました今日、尚戦後意識から脱けきらないものが私共の社会にはまだ数多く残されているように考えられます。戦後ということはある意味では便利、重宝なものであつたようにも思われます。即ち敗戦の衝撃による社会の混乱も、変な犯罪や行政の行詰りも何もかも戦後だからということによつて一応責任をのがれていたやに思われますが、もう戦後意識を捨てゝ躍進の街道をまつしぐらに進まなければならないと思うのであります。村政の在り方、機構、組織等について常に検討、反省し改善すべきは直ちに改善し廃止すべきは直ちに廃止して村政のよりよい発展を期し而も公平な誰れにでも公表の出来る村政の執行こそ、村民のお互が信頼し合う所謂総親和の村政の確立であり明朗な村政の確立であると信ずる次第であります。

次に昭和三十二年度に於ける村政の重点事項でありますが、これも又昨年と格別変りはないのでありますが、次の五項目を重点として推進したいのであります。

第一に産業の振興を図りたい。このことも多年先輩各位が努力を続けて来たことでありまして殊更申し上ぐる必要はないことでありますが、何といつても村政の発展は村民経済の向上を図ることが根本でありますので更に重点的に推進する覚悟でありまして特に次の四項を重点的に推進する計画であります。

その一は食糧の増産を図りたい。このことも多年先輩各位が努力を続けて来たことでありまして殊更申し上ぐる必要はないことでありますが、何といつても村政の発展は村民経済の向上を図ることが根本でありますので更に重点的に推進する覚悟でありまして特に次の四項を重点的に推進する計画であります。

その一は食糧の増産を図りたい。最近農民の増収意欲は年々向上しているにもかゝわらず生産状況はこれを昭和初年に比較しますとまだまだ低生産の状態でありますので各種機関の協力を得て積極的な増産指導をなす外消極的増産の方法として防災、病虫害の予防を徹底的に指導して食糧の増産確保を期したいのであります。

その二は畜産の振興を図りたいのであります。御承知の様に畜産は農業経営に密接不離の関係をもつものでありまして将来の農業は特に畜産なくしては考えられないのであります。現在本村には和牛千百三十二頭、内牡二百二十四頭、牝九百八頭、豚三百頭、馬五十八頭が飼育されており年を逐うて優良牛が導入され又農民の畜産意欲の向上に伴つて仔牛の生産も年間三百二十頭乃至三百五十頭位が生産販売されていますが、本村の地勢及農業形態から考えまして、和牛千五百頭、豚五百頭位を飼育し仔牛の生産を年産五百頭内外にし、仔豚の生産も村内需給を充たす迄に振興したい計画で進みたいと思つております。

その三は養蚕の奨励をしたいのであります。現在本村の桑園面積は十五町二反、収繭高は年千八百貫程度でありますが、養蚕も本村農業経営の上から考えて是非これをとり入れることが必要であると考えられますので将来桑園面積五十町、収繭一万貫以上になる迄これを奨励したい計画であります。

その四は裏作の奨励と換金作物の導入を計りたいのであります。本村の耕地の利用状況は一、七三%でありまして県下に於ても中位以下にあるので麦、煙草、菜種、その他の裏作を奨励して土地を高度に利用することによつて農家収入の増大を計りたいのであります。

第二は、教育の振興と教育施設の充実特に老朽危険校舎の改築に努力したい。教育は人を造ることでありますので関係機関と密接な連絡と協力を得て、小、中学校の義務教育は勿論、青年及成人の教育について更に検討を加えて教育のよりよき振興を計りたい。特に村内小、中学校々舎の老朽又は危険なものについては之が改築に努力する考えであります。現在本村には、本校七、分校一、計八校で校舎の坪数は二、〇八二坪二五でありまして内昭和二十三年来新築したものは小学校一、〇九九、七五坪、中学校八二〇坪、計一、九一九坪七五であり老朽危険校舎は老朽校舎と指定を受けているもの一四八坪未指定のもの一八三坪でありますので、今後これ等の老朽危険校舎の改築について努力する外施設の不十分なものについては出来るだけ早い期間に必要最少限度の施設の充実を計り村内児童生徒が同じ様な環境の下で教育が受けられるよう努力する考えであります。

第三は　厚生施設の充実を図り特に国保制度と直診の円滑なる運営に努力して民生の安定を図りたい。

本村には従来厚生的な施設としては何等みるべきものはなかつたのでありますが、病院建設、常設及季節保育所等の開設又社会福祉協議会の結成等により漸く厚生活動が活潑に展開されんとする態勢はできましたが何れも開設又は結成されて日が浅いのでこれ等の真の機能発揮が充分でないと思われるので関係者と充分連絡研究しまして目的の達成に努力する所存であります。国保制度の運営は村民の理解によりようやく軌道に乗つて参りつゝありますが、直診の経営は各種の悪条件と経営に対する私の努力が不充分のため、大変村民に迷惑をかけていますので、直診の経営には従業職員と共に最大の努力を払い真に村民健康の護りの殿堂としての目的達成に努力する覚悟であります。

第四は　納税完納と滞納整理の強化及び促進に努力したい。

本村の納税成績は逐次上昇しつゝあるとは申すもののまだまだ県内他の町村に比較すると決して良好とは言い難いのでありますので更に各納税関係者の意見等を拝聴して納税組織の改善及育成強化を図る外税務吏員の素質の向上を図り税の完納に努力する他滞納については強制執行を適切に行い之が整理の徹底を期する考えでありますが、このことにつきましては特に議会議員の皆様方の部落民に対する低い指導と御協力をお願いする次第であります。尚本三十一年度決算期に於ける滞納額は一般村税で約三百二十万円、保険税百四十万円、計四百六十万円程度が予想される実情であります。

第五は　新農村建設事業の促進と道路の整備に努力したい。

本村は昨三十一年度に於て国が初めて計画致しました、新農村建設事業指定町村として事業を計画し、有線放送事業を始め各種事業を施行したのでありますが、本年度は第二年目として鶴野内、田野の共同作業場その他総工費二九、四九九、〇〇〇円の事業を計画していますが、本事業の円滑な推進に努力して指定町村としての目的達成を実現する覚悟であります。又山林資源の開発と林業の振興を図るため林、村道の整備、開さくについて努力する覚悟であります。

以上　五項目を重点事項として努力する考えでありますが、この他農協の再建等重要な問題が山積しています。これ等の問題については関係者等とよく協調して目的達成に努めたい所存であります。

次に三十二年度予算編成の方針についてその考え方を申し上げます。前に申し上げましたとおり私の村政も後半期に入りましたので今までの方針或は施設に血を送り、肉をつける方針で本年度村政の重点努力事項の達成に必要な経費について充分考えたのでありますが三十二年度の歳入の状況をみますと別途提案のとおりでありますが私が自由な意志によつて使用し得る収入は村税一千六百七十二万円、地方交付税七百五十万円、使用料手数料三十二万円、繰越金五十万円、雑収入八十八万円計二千五百九十二万円でありこの歳入に対し歳出予算に示します通り必要欠くべからざる歳出経費は人件費、例えば報酬、給料、俸給、手当、旅費、恩給、共済負担金等、又公債費とか、条例で定められたいろ〳〵の経費だけでも約一千七百万円に上り、差引八百八十万円程度が私の自由意志によつて使い得る金額であり、その他はそれぞれの紐付収入支出であります。各事業について必要な経費は充分考慮した考えでありますが、限られた財源のためそれぞれの歳出に圧迫を加えざるを得ないことになつた関係でその額は誠に少額ではありますが予算の計上については努力したつもりであります。尚歳出の中、消耗的な経費については厳重な検討を加え最低限度の必要経費を計上しております。又私は健全なる財政の運営を図るため適確なる歳入を把握しこれが歳入に努力し必要やむを得ざる不足財源として山林処分をいたしまして歳入歳出の均衡を取つて予算を編成した次第であります。尚国及県の予算が決定しないので一応通年予算の考えで編成しましたが国県の予算及び三十二年度の予算執行の方針が決定すれば追加予算も又やむを得ないと考えている次第であります。

特別会計の国保予算については独立採算主義で予算を計上し直診予算は今日迄の実績等を充分検討した上一般会計より一応八十万円の繰出をなし必要経費も最大限に節約せしめ予算の編成をした次第であります。

（以下略）

村会風景

↑上は答弁にたつ黒木村長

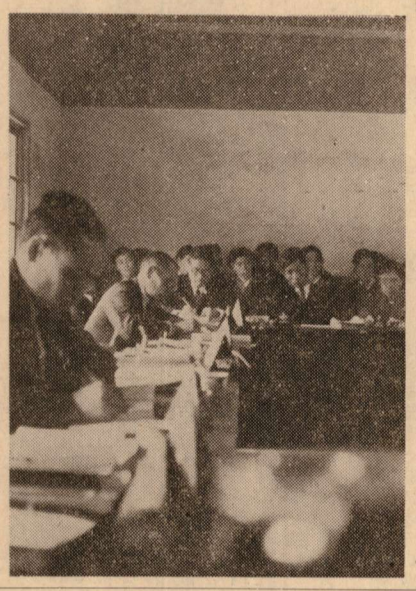

→右は答弁に耳をかたむける村議と傍聴者

各議員の質問要項

二十番（岩野春治議員）

1、村財政の基盤は村有林であると思う。この村有林の造成に村長は将来どういう方針をもつているか。

2、村民の所得並に担税力を探究したい。この点について説明を願いたい。

3、教育委員の任命についてこの権限は村長に与えられたのであるが、村長は将来教育委員の任命に当りどのような考を持つているか。

4、現在の指導者と若い人達の間には時代的に非常なズレがあるが、青少年の指導に教育長は如何なる心構えを持つているか。

5、中学校教育の重点をどこにおいているか、教育

（以下裏面へつづく）

昭和三十二年東郷村歳入歳出各款別予算額と予算総額に対する各款の比率

歳入

款	予算額	百分率
村税	一六、七一九、九〇四	三一・一
地方交付税	七、五〇〇、〇〇〇	一四・一
公営企業及財産収入	三、六二二、八六三	六・九
分担金負担金	三	—
使用料及手数料	三一九、五五二	〇・六
国庫支出金	六、四二八、二一三	一二・三
県支出金	一、八九〇、二五五	三・六
寄附金	五、三五〇、五一〇	一〇・八
繰入金	一	—
繰越金	五〇〇、〇〇〇	〇・九
雑収入	一、六九九、七八一	三・三
村債	八、〇〇〇、〇〇〇	一五・四
計	五二、〇一八、四〇六	一〇〇・〇

歳出

款	予算額	百分率
議会費	一、三八五、六一九	二・六
役場費	一〇、〇七六、一七六	一九・三
消防費	五二七、二四六	一・〇
土木費	九八七、七五一	一・九
教育費	一六、八〇九、四七七	三二、三
社会及労働施設費	一、〇五八、九八八	二・四
保険衛生費	八八七、一七五	一・七
産業経済費	一三、二四四、五三五	二三、三
財産費	二、四三二、四三一	四・六
統計調査費	五〇、七〇〇	〇・一
選挙費	一五六、八〇五	〇・三
公債費	二、六八七、五九二	五・一
諸支出金	二、六五三、九二一	五・一
予備費	二〇〇、〇〇〇	〇・三
計	五二、〇一八、四〇六	一〇〇・〇

長に伺いたい。

二番（三浦治郎吉議員）

1、本村は事業を行う毎に相当の起債をしているが、財源の関係上やむを得ないことではあると思うが公債の将来について村長はどう考えているか。

2、官行造林地立木の繰上伐採につき積極的な運動を起すべきであると思うが村長の見解を承わりたい。

3、消防施設は一応整備したので今後は非常用水池の設備に重点をおいて仕事をしていく必要があるのではないか。

4、直診の運営について現状を打解しなければならぬと思うがその打解策承わりたい。

5、坪谷越表地区に直診の出張所をということで協議がなされたのであるが今日まで何等の施策がないが、この点につき将来どのように村長は考えているのか。

三番（甲斐実議員）

1、本村の面積二万二千町歩の中約八十パーセントは山林である。この広大なる林業施策が重点事項より除かれているのは遺憾であるがその理由を承わりたい。特に民有林の施策について承わりたい。

2、新農山村振興計画の林道、村道の開さく計画、坪谷川右岸の林道開さくについて承わりたい。

3、村の統一地中、採草地の利用状況、山林の状態にある採草地の取扱方針、畜産振興をはかるための和牛一、五〇〇頭に必要な採草地の面積を承わりたい。

4、現役場庁舎は危険に瀕しているが村長は役場庁舎の改築は何時頃行う予定にしているのか。

六番（稲田富吉議員）

1、四百万を上廻るようなぼう大な滞納のあることは村政の上に重大な問題であるが、何時迄に整理は終るか、現在の方法でやつて完全な整理はできるか。

2、木材引取税はどういう方法で賦課されているか、実際は百五十万円位はあるのではないか。

十八番（新名健議員）

1、社会教育面に於て青年指導は重大な問題である近時益々青年が離農の傾向にありはしないか、青年の指導を適切にして農村建直しの完ぺきをはからなければならないと思うが、青年指導の目標をどこにおいているか。

2、通学距離が非常に遠い小学生、中学生に対し、この保護策として打つ手はないか。

3、厚生施設として年の老いた人に年金制度を設ける考えはないか。

4、現在の国状からみても家族計画は重要な事項である。村は受胎調節器具を斡旋して半額でも助成してゆく様な方法は考えていないか。

十四番（松原千三郎議員）

1、学校林の経営については先般条例も制定されたがその後の状態はどうか。村としてこれに助成して育成強化を図る考えはないか。

2、畜産の振興上、母牛の改良が大事であると思うが、この導入を早急に実施する考えはないか。

3、税はあくまで公平に賦課されなければならないと思うが、木引税については実情にそわぬ点があると思うが。

4、村民所得は二億六千万円と承わったがその産業別内訳を承わりたい。

十三番（海野竹雄議員）

1、教育予算の各学校配分の方法はどうなつているか。

2、新農村建設関係の有線放送は今月中に完成の見込があるか。

九番（中谷芳雄議員）

1、歳出、消耗品費の削減について、直診は実に思い切つた削減をしているが他は昨年とかわつていないが消耗品費二百五十万円の一割を削減すれば奨学資金にしても養老年金にしても容易にできると思うが。

2、日向市に工場が誘致されれば、自然と本村の産業系態は変つて来ると考えられるが、村長の考えは如何か。

八番（佐藤文作議員）

1、本村の山には広範囲の造林適地があるが、その山林所有者が平均していない。持てる人の山に、持たぬ人が造林するように村が斡旋して分収計契約をさせるようには出来ないか。

2、林産物品評会は現在の方法では品評会の主旨に合わぬと思う。将来は最も多く木炭或は椎茸が集荷された時その出荷品の中から出してその場で品評会ができる様に方法を変えてはどうか。

十二番（三尾文子議員）

1、産業振興の項目中にある養蚕の奨励について、本村の桑園面積、養蚕戸数、収益は年産どれ位いか。

2、農協の振興にしても税の滞納整理にしても、直診問題の解決についても公民館を中心とした民主団体の協力が必要ではないか。色々問題はあるが結局社会教育の充実を図ることが最も大切なことであると思う。青年教育に重点をおかれることは誠によいことであるが成人が旧態依然であつてはその効果は挙げられないと思う。将来の成人教育について村長の考えを承わりたい。

3、国保の保護により生活、医療の保護をうけている人は一応生活も安定しているが、この保護の対象にならなくて非常に苦しい生活にある人もあるがこれ等の人に対し物心両面の援助の要があるのではないか、村長はどのように考えているか。

4、計画出産についてその指導を保健婦によつてなすとの説明であつたが、保健婦の指導のそれで完全な効果があげられるかどうか。どのような人をこの保健婦に充てられる考えか承わりたい。

十一番（田辺清吉議員）

1、道路成土地の未処理問題の進捗状況はどうなつているか。三十二年度に処理ができる見込があるか。

個人の申請があれば免租が出来るとの話だが極めて不親切なことだと思う、毎年こうした事をせずに今年度に処理してほしい、尚大正末期に部落有財産を村に条件をつけて統一した土地が現在もそのまゝになつている。社会状勢の変化によつて将来重大な問題をかもすことのないよう努力していただきたい。この点について村長の答弁を求む。

十七番（黒木初美議員）

1、一般会計から直診に繰出す八十万円を村民一人当負担にすれば約百八十五円になるが直接直診の恩恵ない地域の住民に対しては負担が過重ではないか。

2、優良牛の貸付について、飼育者選定方法は適正に行われているか。PTAの会費について美々津中と本村内中との差額があるがそれについてどう考えるか。

地方自治法実施十周年を顧みて

東郷村議会議長　新名岩喜

憲法第九十三条に、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として、議会を設置する、とありこれに基づく、地方自治法第八十九条にも、普通地方公共団体に、議会を置く、と規定されていることは云うまでもない。町村制の昔から、地方自治法の今日迄議会は唯一の住民参政機関として、存在するのであるが、時代の推移と共に、中味は随分と変つて来た。特に自治法制定に伴い議会は独立機関であり、執行機関と対等のものとして、法の示す範囲に於て、自主的機能を、発揮することができ、法第九十六条の各種権限を有する。従て住民の福祉を最大目的とし、常にその意志を代表し、政治の上に反映せしめねば生活即政治の意義をなさない。顧みれば本年は地方自治法実施以来、十周年に当る、その間吾々の進んで来た道は全くひどい藪の道であつた。殊に自治法実施当初においては民主化への努力、地方分権化への、熱意も盛んであつたが、その後半は民主化より能率化、分権化よりも集権化への傾向が強くなつた事は否定出来ないのであつて、地方自治の前途は、決して容易ならざるものがある。しかも去る二十四国会に於ける、地方自治法の改正で、現行地方自治制度は安定した感はあるものの、それは市町村と府県との二重構造を前提とする限りに於て言われることであつて、府県制度の改革を含む、地方制度の根本的改革こそ地方自治に残された最大の課題と考える。この改革を行わないでは、行財政に関するいかなる制度の改正あるも結局暫定措置にすぎないのであり、基礎的地方公共団体としての、市町村の行政上及財政上の地位を明確にするためにも、速かに根本的改革を要望してやまないものである。特に議会機能の拡充強化と権威を昂揚するためには、積極的方途が講ぜられつゝあるが、稍ともすると、是を封鎖せんとする傾があることを銘記せねばならない。正常の在り方については今後更に地法自治の擁護と議会権威向上のため、なお一層精進努力し、積極的に活動して参りたい。議員各位はもとより、広く村民各位の結集した力を大きく反映できる様特段の御協力を切望してやまない。次に三月臨時議会を顧みて所感を申述べ併て議会報告の一端とする。本議会は三月十一日十時召集され、全議員出席の上開会され、会期五日と決定した、提出議案は別記により省略する。本議会は昭和三十二年度一般会計及特別会計歳入歳出予算案及附随する議案等七件、其の他陳情請願を議題として開議されたが以下概略を誌す。

第一日は村長の施政並に予算編成方針の説明及予算大綱につき、説明が行われて執行者の意図を明らかにされた、本演説は全部録音したので村民各位に再青されることと思う。

第二日は議案熟読研究のため日程は休会であつたが、之を全員協議会に変更開議した。この変更のねらいは、勿論問題処理にあるが、他に議案検討の共同学習とすることにあつた、従前の休会を新な角度から、全員協議会にかえ、能率ある議会としたことは、議員諸君の熱意の然らしめたところで、特筆すべき決定として、欣快にたえない。これにより本会期の議事進行の上に、稗益したことは多大である。

第三日は村長説明に対する、総括質問を展開、通告者十二名、通告順に登壇熱烈な所信の披瀝となつて、堅陳を張つた。当局又よく之に応え、白熱の弁、場をゆするの観が深く傾聴せしめた。この日、村内婦人連絡協議会長、其他幹部諸氏大挙傍聴が押しかけ、議場為に狭く、終始真剣なる傍聴がなされ本村自治へ強烈な意慾と何ものかを、つかみとらんとする目なざしに、全くの敬意を表する。質問終局の後議案は各担当委員会へ附托された。

第四日は各部委員会が開かれ昨日附托された議案の専門的審査が行われ、当局に対する質疑も微に入り細に入る、質問応答に終日を過した。

第五日は委員会附托審査の結果を、委員長より報告が行われ、引続き委員長並に当局に対する質疑に入り、各々答弁の後、質疑を打ちきり、討論表決を行い、全議案は全議員起立の中に可決確定した、当局も議員も息づまる緊張の五日間を送つた当日全議案議決のしゆん間、何とも云えぬ感慨に浸つた。噫々昭和三十二年度よ、吾が最良の年となれ。祈る心に夕陽が終幕の議場に映えていた。議員の任期も峠を越した、回を重ねる毎に進歩を見ることはほんとに嬉し、さはあれ、地方自治の前途益々険しく、多事多難であろうことを思う時議会に課せられるべき責任は極て重大である。重て研讃の実を致し、負荷の大任を、全うされんことを切望する。

顧みれば今時議会の意義深さを知ると共に多くの成果をみた、例えば自席発言を改め、登壇制としたこと、質問通告制としたこと議案熟読研究のため共同学習を行つたこと、開議中禁煙を実行し。時間の励行と議事規則を遵守し、いささかの乱れも、見せなかつたことは、特筆すべき事実である。公会様式のモデルとして議会の存在を価値あるものとしたことは御同慶にたえない。又反面充分戒心すべき多くの問題もある例えば質疑中前置詞の多いこと。意見と目さるゝ言論の多いこと、従つて発言時間の長いこと、が考えられる、意見は討論にゆづり、簡明率直な質疑に漸次移行すべきだ。原稿は十分ぎん味の上用意されんことを希望する。茲に筆を納めんとするに当り議員諸君の健闘を謝し将来の活躍を希念してやまない次第である。失言多謝

神つどえ議り
給ひしみすえなり
などてきつかむ
おだしふるさと

臨時議会によせて

三尾文子

臨時議会第三日目のことである。議案に目をとおしていた私がふと目をあげると、婦人会の人達が議場にはいつてこられた、議会傍聴のためである。次々と二十数名のにこやかな顔を見たとき私は胸が一ぱいになつた、議席を得て約二年、先輩諸氏の御指導により大過なくすごしては来たものの一人の傍聴者もないことはほんとうに淋しいことであつた。友人達の懸命の努力の結果どうにか当選できたあの時「たつた一人でどんなにか心細いことだろう、けれど私達がひまをみて傍聴に行くからね、頑張るのよ。」と、手を握りしめて励まされたものだつたのに、いつになつても誰一人来てくださらない、私の心境はあの人達には通じないのかしら、自分では精一ぱいやつているつもりだけれど、私は見捨てられてしまつたのだろうか、どうしてもまぎらしようのない淋しさを、かたい何の情緒もない法律の研究に、議案の検討にまぎらせていた日々であつたのだ。今度こそは、この議会こそはと念じつゝいつか悲しいあきらめさえおきていたのであつたが、あゝ待ちに待つた日は遂に来た。議長さんが「皆さん御苦労です。婦人の方のぼう聴は本村議会史上はじめてのことであります。誠に喜びにたえません。」と、歓迎のことばをのべられたときは、思わず目がしらがあつくなつた。私はこの日の感激をいついつまでも忘れることはできないであろう。台所に直結した政治、私達の生活をより豊かにするためにも婦人はもつともつと村政に関心を持たなくてはならない、婦人議員をつくることは一時の好奇心であつてはならない、あの町にも、この村にも、婦人議員が出たから、私達もやつて見ようというような安易な心では、立派な村政をつくることはできない、幸い議席を得ることのできた今日私は一身を捧げて村のため、婦人のため、つくしたいと思う。どんな小さなことでも遠慮なく聞かせてほしい、そして鞭うつてほしい。温かい友情のこもつた厳しいしもとを受けて満身創痍となつた時こそ、はじめて皆さんの期待にそえる時であると私は信じてやまない。

予算村会を傍聴して

一村民

私は毎年予算村会のぼう聴をさせていたゞいていますが、今年ほど気持のよい予算村会はありませんでした。

奇麗に掃除された議場に議席や参与席がきちんと、ならべられ一段高く議長席が設けられて、その前に登壇質問用のテーブル、それにテープコーダのマイクが予算村会の有線が電流に乗のせられ、そばにはいきいつて各家庭のスピーカを通きとした菜の花が活けてあじて伝えられることであつて、見るからに清楚で整ましよう。私はその日の然たる議場でした。私はじ一日も早かれと祈りつつ議場を去りました。

ことは名議長とうたわれる新名議長さんの手腕によるものと敬服いたしました。

テープコーダのリールがジイジイとかすかな音をたててゆるやかにまわつています。議場のすべての声がもれなく録音されました。やがて有線放送が隅々まで施設されたあかつきには、予算村会の有線が電流に乗つて各家庭のスピーカを通じて伝えられることであつて、見るからに清楚で整ましよう。私はその日の然たる議場でした。私はじ一日も早かれと祈りつつ議場を去りました。

編集後記

◇村議会は村最高の議決機関であるので、どの村会も重要であるが、中に村政の予算村会はその年の村政のだの歩みを決定づけるなけ最も重要な村会であるが村会で昭和三十二年度の予算村会は三月十一日に召集され十五日間慎重に議せられた。

◇黒木村政もこゝに満二年を経て愈々後半期に入つたの施策に過去二年間の血を送り肉をけの黒木村政の重点努力と、この後二カ年つ項の施政方針の中に明らかにされた三十二年度の予算の中にも多分に盛られている。

◇村としてしなければならない事業は山積しているが歳入には限りがあるこの限りある歳入だけでは限りなき事業をしなければならぬ。ここに手腕に期待するところが大きい。

◇今度の予算村会から質問には通告順に登壇して行うことになつた。そしてこの質問が非常に真剣でたのもしかつた。今回ほど緊張した村会は過去に於てはなかつた。村議会史の上に光彩を放つた村会であつた。

◇村婦協の幹部二十数名がぼう聴したことも風景でだある。少くとも予算村会だけは政方針やそれに対する議員の質問はきゝたいものである。

◇予算村会の概況を編集して特集号とした。是非御一読をいただきたい。